

環境安全センター

組織の目的と特徴

(1) 目的

本センターは、本学の環境保全及び安全管理に係る教育研究の推進及び啓発を図ることにより、良好な教育研究環境及び教育研究活動等における職員、学生等の安全を確保し、もって教育研究の進展に寄与することをその設置目的としている。

(2) 特徴

本センターは、平成 18 年 4 月 1 日に本学の学内共同教育研究施設として設置され、上記目的を達成するために、本学の環境保全及び安全管理に係る次の業務を行っている。

- (1) 本学の教育研究活動等における安全管理並びにこれに係る教育研究及び啓発に関すること。
- (2) 本学の教育研究活動等における環境保全並びにこれに係る教育研究及び啓発に関すること。
- (3) 薬品管理に関する指導・助言及び啓発に関すること。
- (4) 薬品管理システムの普及及び維持管理に関すること。
- (5) 環境報告書の取りまとめに関すること。
- (6) 廃液等廃棄物の適正な管理及び処理に関すること。
- (7) 水質、大気等の環境測定に関すること。
- (8) 前各号に関し本学がとるべき措置について学長へ提言すること。
- (9) その他センター業務に関し必要な事項

管理運営に関する自己評価

1. 自己評価の概要

(1) 評価基準 1「管理運営の実施体制」

本センターの管理運営に関する規定等について、環境安全センター規則で制定している。管理運営の組織として、センター長を委員長とする環境安全センター運営委員会を設置している。

センターには、センター長（1名、併任）、専任教員（1名）を配置するとともに、センター兼務教員（1名）の協力を得て運営に当たっている。

事務については、安全福利課（現：労務・安全課〔係長2名、係員2名〕）が協力して行っている。

平成 18 年度の主な活動については、「健康・安全の手引」の発行、薬品管理支援システム（YAKUMO）の管理・運用、環境報告書の取りまとめ及び廃液処理等の活動を行っており、適切に管理機能している。

なお、上記の活動等については、ホームページ等で公開している。

(2) 評価基準 2「施設・設備」

環境安全センターにある有機廃液施設は、学内の研究室等から排出された有機廃液を自前で処理できるというメリットを活かし、環境への負荷軽減を図るために、実験等で排出された実験廃液がどのように処理されているか施設見学により学ぶことができ、環境への負荷軽減のための教育にも役に立っている。

教育研究支援に関する自己評価

1. 自己評価の概要

(1) 評価基準1「教育研究支援の目的」

本学の環境保全及び安全管理に関する研究教育を行うことで、良好な教育研究環境及び教育研究活動における職員・学生の安全を確保し、教育研究の推進に寄与することを目的として設置されている。環境安全センターでは、この設置目的に沿って、教育研究活動における安全管理、環境保全に積極的に取り組んでいる。

平成18年4月から環境安全センターは、学内共同教育研究施設に組織替えされ、専任教員(1名)が配置されている。

なお、環境安全センターの業務は、以下のようになっている。

1. 本学の教育研究活動における安全管理並びにこれに係る教育研究及び啓発に関すること。
2. 本学の教育研究活動における環境保全並びにこれに係る教育研究及び啓発に関すること。
3. 薬品管理に関する指導・助言及び啓発に関すること。
4. 薬品管理システムの普及及び維持管理に関すること。
5. 環境報告書の取りまとめに関すること。
6. 廃液等廃棄物の適正な管理及び処理に関すること。
7. 水質、大気等の環境測定に関すること。
8. 前各号に関し、本学がとるべき措置について学長へ提言すること。
9. その他センター業務に関し必要な事項。

(2) 評価基準2「教育研究支援の実施体制」

本センターの管理運営に関する規定等について、環境安全センター規則で制定している。管理運営の組織として、センター長を委員長とする環境安全センター運営委員会を設置している。

また、平成18年4月から、本センターの目的を推進するために専任教員(1名)を配置した。また、さらに推進するために、センター兼務教員(1名)の協力を得ている。なお、環境安全センター事務については、安全福利課(現：労務・安全課〔係長2名、係員2名])が協力して行っている。平成18年度の主な活動については、「健康・安全の手引」の発行、薬品管理支援システム(YAKUMO)の管理・運用、環境報告書の取りまとめ及び廃液処理等の活動を行っており、適切に管理機能している。

上記の活動等については、ホームページ等で公開している。

(3) 評価基準3「教育研究支援の成果」

中央安全衛生委員会(平成18年3月開催)より、化学物質の管理のための薬品管理支援システム(YAKUMO)の運用等について、環境安全センターに付託された。これを受けて環境安全センター運営委員会で協議した結果、本運営委員会の下に薬品管理支援システム運用委員会を設置した。

薬品管理支援システム運用委員会で同システムの運用方法等を定め、各部局で薬品管理支援システム説明会等を開催し、普及を図った。また、同システムの薬品登録作業についても、環境安全センターで支援した。